

特定生産緑地に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2第1項に規定される特定生産緑地に関する事務処理について、法及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び規則の例による。

(指定要件)

第3条 法第10条の2第1項に規定される特定生産緑地に指定できる生産緑地は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 適切に肥培管理された農地等であること。
- (2) 今後継続的に適切な農業経営が行われると見込まれる農地等であること。
- (3) 直近の農地利用状況調査において利用意向調査の対象となった農地等については、耕作状況の改善を職員の現地調査等により確認できているものであること。

(指定の申請)

第4条 大阪市長（以下「市長」という。）は、法第10条の2第1項の規定に基づき生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、当該特定生産緑地に指定しようとする生産緑地の農地等利害関係人から、特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書（様式1）を提出させるものとする。

2 指定しようとする生産緑地に、申請者のほかに法第3条第4項に規定される農地等利害関係人がいる場合は、申請者は農地等利害関係人全員の同意を得たうえで申請するものとする。

3 特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 当該地の公図
- (3) 当該地の地積測量図（法務局に登録がある場合のみ）
- (4) 当該地の位置図（付近見取図）
- (5) 申請者及び農地等利害関係人の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (6) 申請者及び農地等利害関係人全員の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）
- (7) 申請者及び農地等利害関係人が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し
- (8) 委任状（代理人による申請の場合）
- (9) その他市長が特に必要とする書類等

4 添付書類についての留意事項

公的機関が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内のものとする。

(指定の提案)

第5条 法第10条の4第1項に規定する特定生産緑地の指定を提案しようとする生産緑地所有者は、特定生産緑地指定提案書（様式2）を市長に提出するものとする。

2 提案しようとする生産緑地に、申請者のほかに法第3条第4項に規定される農地等利害関係人がい

る場合は、申請者は農地等利害関係人全員の合意を得たうえで申請するものとする。

3 特定生産緑地指定提案書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 当該地の公図
- (3) 当該地の地積測量図（法務局に登録がある場合のみ）
- (4) 当該地の位置図（付近見取図）
- (5) 申請者及び農地等利害関係人の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (6) 申請者及び農地等利害関係人全員の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）
- (7) 申請者及び農地等利害関係人が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し
- (8) 委任状（代理人による申請の場合）
- (9) その他市長が特に必要とする書類等

4 添付書類についての留意事項

公的機関が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内のものとする。

(申請期間)

第6条 市長は、第4条に規定する指定の申請または第5条に規定する指定の提案を受け付ける期間について、市のホームページ等において、あらかじめ周知するものとする。

(指定しない場合)

第7条 市長は、第5条の規定による指定の提案があった生産緑地を、特定生産緑地に指定しないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書（様式3）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知をする場合は、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(指定)

第8条 市長は、第4条に規定する指定の申請または第5条に規定する指定の提案があった生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、当該生産緑地の申出基準日までに都市計画審議会の意見を聴いたうえで指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による特定生産緑地の指定をしたときは、大阪市公報で公示するとともに、特定生産緑地指定通知書（様式4）により農地等利害関係人に通知するものとする。

(指定の期限の延長)

第9条 市長は、法第10条の3第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定の期限を延長しようとするときは、当該特定生産緑地の農地等利害関係人から、特定生産緑地指定期限延長申請兼農地等利害関係人同意確認書（様式5）を提出させるものとする。

2 指定の期限を延長しようとする特定生産緑地に、申請者のほかに法第3条第4項に規定される農地等利害関係人がいる場合は、申請者は農地等利害関係人全員の同意を得たうえで申請するものとする。

3 特定生産緑地指定期限延長申請兼農地等利害関係人同意確認書には、第4条第3項及び第4項に規定する書類を添付するものとする。

4 第6条及び第8条の規定は、第1項の規定による指定の期限の延長について準用する。

(指定の解除)

第10条 市長は、法第10条の6第1項に基づき、特定生産緑地の指定を解除したときは、大阪市公報で公示するとともに、特定生産緑地指定解除通知書（様式6）により、農地等利害関係人に通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 住 所
氏 名
連絡先 () —

特定生産緑地指定申請 兼 農地等利害関係人同意確認書

次の生産緑地の特定生産緑地への指定について、農地等利害関係人の同意の確認と合わせ
申し込みます。

1. 特定生産緑地指定を希望する生産緑地

生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)	生産緑地指定日

※ 表に入りきらない場合は、(続き欄 1)にご記入ください。

2. 農地等利害関係人の同意

権利種別	住 所	氏 名
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		

※ 申請者も「2 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください。

※ 農地等利害関係人の権利が証明できる書面を添付してください。

※ 該当する権利に○をつけるか、「他()」欄に権利名称をご記入ください。

※ 相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、
大阪市で一括して同意を取得しますので記入は不要です。

※ 農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、(続き欄 2)にご記入ください。

(続き欄 1) 特定生産緑地指定を希望する生産緑地

(続き欄 2) 農地等利害関係人の同意

(様式2)

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 住 所

氏 名

連絡先 () —

特定生産緑地指定提案書

次の生産緑地は、周辺の地域における公園、緑地、その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効なものであると思料するため、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の4第1項の規定に基づき、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することを提案します。

1. 特定生産緑地指定を提案する生産緑地

番号	生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)	生産緑地指定日
1					
2					

※ 表に入りきらない場合は、(続き欄 1)にご記入ください。

2. 農地等利害関係人の合意

上記の生産緑地について、生産緑地法第10条の4第1項の規定に基づき、特定生産緑地として指定することを提案することに合意します。あわせて、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、大阪市が上記生産緑地を特定生産緑地として指定することに同意します。

権利を有する 生産緑地の番号	権利種別	住 所	氏 名
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		

※ 申請者も「2 農地等利害関係人の合意」欄にご記入ください。

※ 農地等利害関係人の権利が証明できる書面を添付してください。

※ 該当する権利に○をつけるか、「他()」欄に権利名称をご記入ください。

※ 農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、(続き欄 2)にご記入ください。

3. 添付書類

当該地の登記事項証明書(全部事項証明書)※法務局備付のもの
当該地の公図 ※法務局備付のもの
当該地の地積測量図(法務局に登録がある場合のみ)
当該地の位置図(付近見取図)
農地等利害関係人の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
農地等利害関係人全員の本人確認書類の写し(免許証、パスポートなど)
農地等利害関係人が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し
委任状(代理人による申請の場合)
※ 公的機関等が発行する証明書類については、発行日から3か月以内の写しもの
※ 相続登記未済の場合など、個々に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。

(続き欄 1) 特定生産緑地指定を提案する生産緑地

番号	生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)	生産緑地指定日
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(続き欄 2) 農地等利害関係人の合意

権利を有する 生産緑地の番号	権利種別	住 所	氏 名
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		

(様式3)

大経産第 号

令和 年 月 日

様

大阪市長

特定生産緑地に指定しない旨の通知書

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の4第1項の規定に基づく特定生産緑地として指定することの提案(年 月 日付 特定生産緑地指定提案書)について、次のとおり指定しないこととしましたので、同法第10条の4第2項に基づき、その旨を通知します。

記

1. 特定生産緑地に指定しない生産緑地

番号	提案年月日	申出基準日	生産緑地名称	所在地	提案面積(m ²)

2. 特定生産緑地に指定しない理由

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求することができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式4)

大経産第 号
令和 年 月 日
様

大阪市長

特定生産緑地指定通知書

次の生産緑地について、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定します。

なお、特定生産緑地としての法的効力が生じるのは、申出基準日以後であることにご注意願います。

記

特定生産緑地名称	所 在 地	面積(m ²)	申出基準日
			年 月 日

(留意事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 住 所
氏 名
連絡先 () —

特定生産緑地指定期限延長申請 兼 農地等利害関係人同意確認書

次の特定生産緑地への指定の期限の延長について、農地等利害関係人の同意の確認と合わせ
申し込みます。

1. 指定の期限の延長を希望する特定生産緑地

特定生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)	申出基準日

※ 表に入りきらない場合は、(続き欄 1)にご記入ください。

2. 農地等利害関係人の同意

権利種別	住 所	氏 名
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		

※ 申請者も「2 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください。

※ 農地等利害関係人の権利が証明できる書面を添付してください。

※ 該当する権利に○をつけるか、「他()」欄に権利名称をご記入ください。

※ 相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、
大阪市で一括して同意を取得しますので記入は不要です。

※ 農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、(続き欄 2)にご記入ください。

(続き欄 1) 指定の期限の延長を希望する特定生産緑地

(続き欄 2) 農地等利害関係人の同意

(様式6)

大経産第 号

令和 年 月 日

様

大阪市長

特定生産緑地指定解除通知書

次の特定生産緑地については、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで解除しましたので、通知します。

記

1. 解除する特定生産緑地

生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)

2. 特定生産緑地指定を解除する理由

1. この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。